

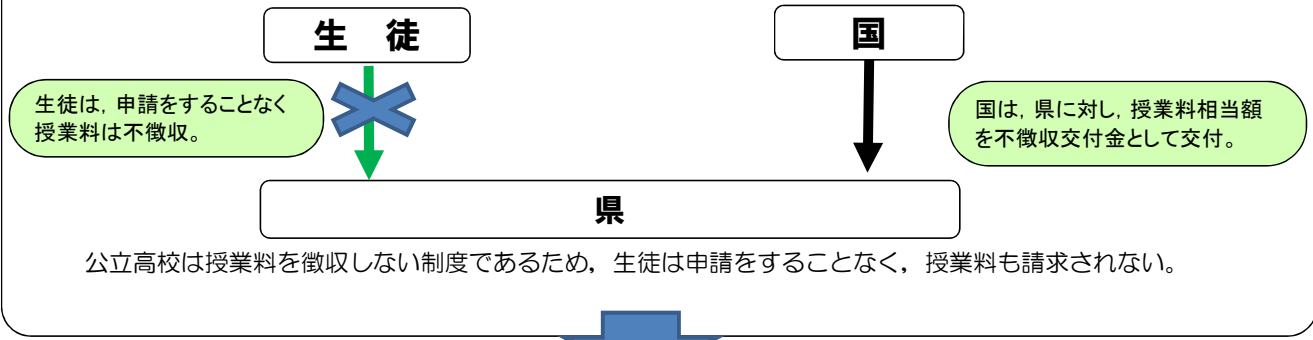
公立高校における授業料不徴収制度の見直しの概要について

H26.5.8 高校教育課

(現行制度) 公立高校の授業料不徴収制度

—原則不徴収により授業料無償—

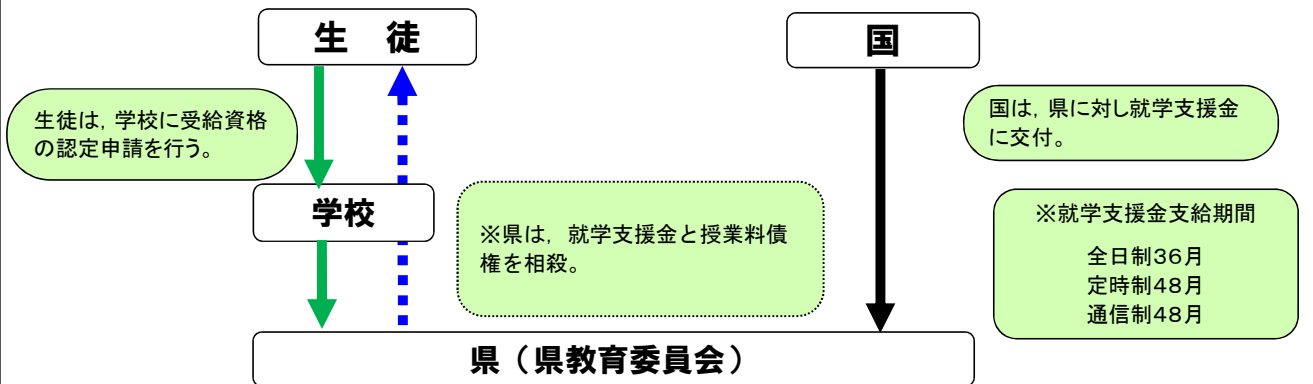
▶平成26年3月以前の在校生まで



(制度改正後) 就学支援金制度

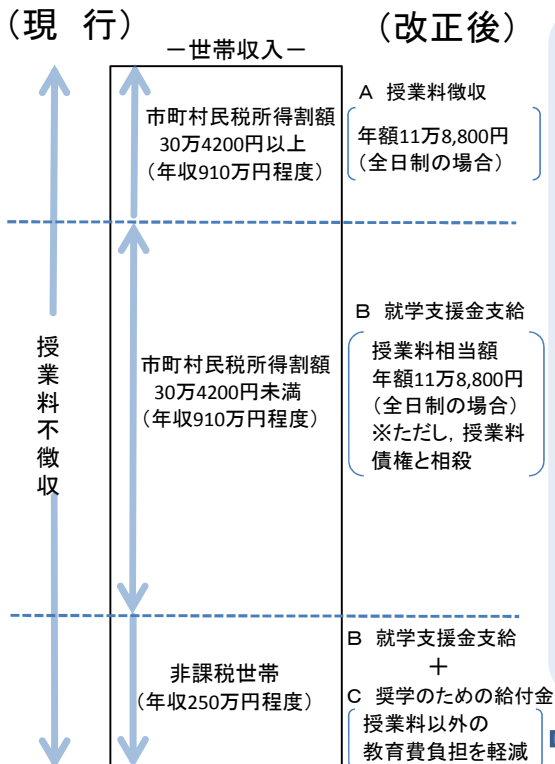
—市町村民税所得割額が30万4,200円（年収910万円程度）未満の世帯の生徒に対して授業料相当額を支給—

▶平成26年度新入生から適用



生徒の申請により、当該生徒分の就学支援金が国から交付され、県では、生徒に代わって就学支援金を受領し、生徒が支払うべき授業料に充てる。（市町村民税所得割額が30万4,200円以上の世帯の生徒からは授業料を徴収）

<世帯収入ごとの授業料等負担イメージ>



《低所得世帯に対する教育費負担軽減施策(国庫補助事業)》

奨学のための給付金

—保護者等が県内に在住し、高等学校等に在学する生徒がいる非課税世帯(生活保護受給世帯を含む)に対して、教科書費や教材費等相当額を支給する(国庫負担1/3、平成26年度から学年進行で実施)—

対象者	国公立 (年額)	私立 (年額)	支給額の考え方
生活保護受給世帯の高校生等	32,300円	52,600円	修学旅行費
第1子の高校生等 (※生活保護受給世帯を除く。)	37,400円	38,000円	教科書費, 教材費, 学用品費, 通学用品費
	通信	27,800円	28,900円
第2子以降の高校生等 (被扶養の23歳未満の兄弟が いる世帯) (※生活保護受給世帯を除く。)	129,700円	138,000円	教科書費, 教材費, 学用品費, 通学用品費, 校外活動費, 生徒会費, PTA会費, 入学学用品費
	通信	36,500円	38,100円